

○ 国土交通省令第二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十八日

財務大臣 鈴木 俊一

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年^{国土交通省令}第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^{国土交通省令}に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていない

ものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第三条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 法第十三条第一項第十号に規定する資金の貸付けに関する事項</p> <p>十一 法第十三条第一項第十一号に規定する契約の締結に関する事項</p> <p>十二 二十 (略)</p> <p>(区分経理)</p> <p>第十条 機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定</p> <p>イ 法第十三条第一項第四号から第十号まで並びに第二項第二号、第三号及び第六号の業務並びにこれらに附帯する業務</p> <p>ロ (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第三条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十 法第十三条第一項第十号に規定する契約の締結に関する事項</p> <p>十一 十九 (略)</p> <p>(区分経理)</p> <p>第十条 機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定</p> <p>イ 法第十三条第一項第四号から第九号まで並びに第二項第二号、第三号及び第六号の業務並びにこれらに附帯する業務</p> <p>ロ (略)</p>

附 則

- この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する